

北浜法律事務所 リーガルマガジン

KITAHAMA+ PLUS

Vol. 08

KITAHAMA PLUSは企業にプラスになるリーガル情報を発信して参ります。

特集

独禁法における 優越的地位の濫用規制と ビジネスでの留意点



独占禁止法・競争法 /
リスクマネジメント・コンプライアンス
藪内 俊輔 弁護士



独占禁止法・競争法 /
コーポレート・会社法
川田 由貴 弁護士



法務 Troubleshooting
企業結合規制の動向



規制対象の主眼は大きく変化
デジタル化時代の
データと独禁法・競争法



ビジネスパーソンのお休み時間
現代アートとの出会い

クライアントとともに。

弁護士

藪内 俊輔

独占禁止法・競争法
リスクマネジメント・コンプライアンス

特集

独禁法における 優越的地位の濫用規制と ビジネスでの留意点

楽天市場やビー・エム・ダブリューなど、
公正取引委員会による違反事件の調査が世間を賑わせたことは記憶に新しいところ。
今、企業が押さえておきたい「優越的地位の濫用」に関する独占禁止法上の考え方について、
第一線に立つ弁護士がわかりやすくお話しします。

弁護士

川田 由貴

独占禁止法・競争法
コーポレート・会社法



藪内 俊輔 弁護士

01年神戸大学法学部卒業。02年神戸大学大学院法学政治学研究科経済関係法専攻博士課程前期課程修了。03年弁護士登録。2006～2009年公正取引委員会事務局審査局にて勤務(独禁法違反事件等の審査・審判対応業務に従事)。16年～20年神戸大学大学院法学研究科法曹実務教授。独禁法、景表法。下請法を専門分野としている。金井貴嗣ほか編『経済法判例・審決百選(第2版)』(共著・有斐閣、2017)、白石忠志・多田敬明編著『論点体系独占禁止法(第2版)』(共著・第一法規、2021)等



Shunsuke Yabuuchi

Profile



川田 由貴 弁護士

京都大学法学部卒。労働審判や訴訟対応を含む労務関係の案件全般、M&A、企業法務、紛争解決、家事事件、独禁法関係の案件などを主に取り扱っており、国内案件のみならず、涉外案件についても担当し実績を積んでいる。
また、外資系製薬会社法務部に1年2ヶ月の出向経験を有しており、常にクライアントのニーズを的確に理解した上でのアドバイスを心がけている。



Yuki Kawata

Profile



KITAHAMA⁺ PLUS

message

独占禁止法は、自由経済社会において
企業が守らねばならないビジネスのルールです。
最近ではGAFAs等のデジタル市場での巨大企業の活動に対する
世界各国の競争法(独占禁止法)の執行が注目されており、
日本では、優越的地位の濫用として問題になるのではないかと指摘されています。
優越的地位の濫用は、デジタル市場だけでなく様々な取引で問題になりますが、
公正取引委員会からの調査やペナルティを受けたり、
民事訴訟で賠償を命じられたりすると
社会的な信用も失墜してしまうため、
事前対策が欠かせません。
今号のKITAHAMAプラスをぜひお役立てください。



弁護士法人北浜法律事務所 代表
北浜グループ CEO

森本 宏



優越的地位の濫用が問題となる 3つの局面



川田 独禁法、競争法の規制に関しては、以前から、カルテルや談合の問題が注目され、北浜法律事務所でも対応の実績がありますね。令和元年の独禁法改正もカルテルへの規制強化が主な内容ですが、新聞報道等をみると、色々なビジネス分野で「優越的地位の濫用」規制に言及されることが多くなっているように思えます。

藤内 そうですね。「優越的地位の濫用」規制が問題になる局面を大きく3つ挙げるとすると、1つは、公正取引委員会による違反事件の調査です。例えば、2020年2月に楽天株式会社、楽天市場の出店者に対して一律に送料無料キャンペーンを強制しようとしていることが優越的地位の濫用に当たると疑いがあるとして、公正取引委員会が緊急停止命令を申し立てた事件が大きく報道されました。公正取引委員会は、小売業者と納入業者等との取引を調査対象とする傾向があり、調査対象となるビジネス分野がやや偏っている印象があります。

川田 一方、直近で公正取引委員会は、ビー・エム・ダブリュー株式会社、自動車ディーラーが到底達成できないノルマを策定して、それを達成させるためにディーラー名義で新車登録をすることを強制していたことが優越的地位の濫用にあたるのではないかとして

調査をしていましたが、この事案は2021年3月にいわゆる確約手続で処理され、ビー・エム・ダブリュー株式会社が改善計画を提出する等して、調査は終了しています。この事案のように小売業以外の企業でも比較的多数の取引先に不利益となる取引条件で取引をしていると調査対象になりうる点には注意が必要です。

藤内 2つ目として挙げられるのは、優越的地位の濫用に関連する各種のガイドラインが新たに作成されたり、改定されたりしている点だと思います。

川田 まず、「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」では、例えば、有力なデジタル・プラットフォーム事業者が個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じずに個人情報取得すること、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、消費者の意に反して個人情報を利用すること等は独禁法上優越的地位の濫用として問題となるとされています。

藤内 このほか、フリーランスとその取引先との取引、スタートアップ企業とその連携事業者との取引、フランチャイズ・システムにおける取引等についても、それらの分野に対する実態調査を踏まえて、ガイドラインが作成さ

たことに基づく損害賠償等を請求した事案（札幌地判平成30年4月26日裁判所ウェブサイトに）ですね。判決では、原告と被告の間に返品合意が存在したが、返品量、返品期限等について予測困難であって返品合意は公序良俗違反により無効であるとして、7億円近い金額の支払いを命じる判決がでています。

藤内 この判決で重要だと思う点は、取引開始の時点で返品を行うことができる旨の合意があったと裁判所も判断をしているのですが、詳細な事実認定の上、原告が自己との取引関係に経営を依存していることに乗じて、原告に対する損失の性質及び程度を説明することなく、また、原告の損失が無限定に膨らむことがないように返品量、返品期限及び粗利率率について約束をするなど十分な配慮をすることもなく大量の返品を繰り返して、原告に過大な損失を原告にもたらしたと認定し、返品合意を無効と判断している点です。

川田 通常は合意内容に従った対応であれば問題ないはずですが、優越的地位の濫用で合意が無効になる場合もあるので、具体的な事実関係により、契約や合意だけで全て解決できるとは限らないことを認識しておく必要がありますね。



れていますね。2020年は公正取引委員会による違反事件調査のための立入検査の報道は少なかったですが、こうした実態調査とガイドラインの作成公表によって独禁法上問題となりうる行為の未然予防等に力を入れているように思われます。こうしたガイドラインの作成によって、契約交渉の場面等においても、独禁法上の懸念が指摘されて、契約条項の修正要望などが交渉相手から示されるといったことも今後さらに増えるかもしれません。

川田 企業はそのような指摘を受けた場合、交渉相手からの指摘が正当な指摘か、独禁法に精通した弁護士を交えて検討するべきでしょうね。一見ガイ

藤内 独禁法に関しては、実務感覚に基づき判断が必要とされるケースが多く、判断に迷うケースも存在することだと思います。そのような場合はお気軽に弁護士に相談してもらえたら嬉しいですね。

実務に精通した弁護士が、適切なアドバイスをいたします。
独禁法に関するご相談、セカンド・オピニオンを承ります。
お気軽に北浜法律事務所へご相談ください。

東京事務所 TEL 03-5219-5151 大阪事務所 TEL 06-6202-1088
福岡事務所 TEL 092-263-9990

<https://www.kitahama.or.jp/>





法務 Troubleshooting

企業結合規制の動向

File / 08

1 企業結合ガイドライン等の改正

公取委が策定・公表している企業結合ガイドライン⁽¹⁾及び手続対応方針⁽²⁾が令和元年12月17日付で改正されました。改正企業結合ガイドラインでは、スタートアップ企業のように、買収時点では規模が小さいものの、データ・知的財産権等の競争上重要な資産を保有している企業との企業結合の考え方⁽³⁾が明示されました。具体的には、セーフハーバー基準に該当し、通常問題とならない企業結合であっても、当事社が競争上重要なデータ等を有しており、市場シェアに反映されない潜在的な競争力を有している場合には詳細な審査を行うこと⁽⁴⁾や、主にデータ等の①種類、②量・収集範囲、③収集頻度及び④価値(サービス等の向上との関連性)という4要素を考慮してデータ等の価値評価をすること⁽⁵⁾等が示されています。また、公正取引委員会は、改正手続対応方針において、売上高が小さいもののデータ等の競争上重要な資産を保有し潜在的な競争力を有するスタートアップ企業等を買収するケース等を想定し、①買収額が400億円を超え、かつ、②国内の需要者に影響を与えると見込まれる場合(例えば、被買収会社の事業拠点等が国内にある場合等)には、事前届出が不要な企業結合についても任意に審査を行うものとしています⁽⁶⁾。そのため、

スタートアップ企業の買収においては事前届出の要否だけでなく、保有するデータ等の価値評価を踏まえて国内の競争に及ぼす影響についても事前に検討しておくことが望ましいといえます。

2 コロナ禍における企業結合規制

企業結合規制に関する提出書類についても、一定の電子化が図られており、届出書や完了報告書等について押印が不要とされ⁽⁷⁾、また、届出書等の他、企業結合に関する全ての書類を電子メールで提出することができるものとされていますので、これらの制度も活用して効率的な審査対応を行うことが考えられます。

1. 企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針
2. 企業結合審査の手続に関する対応方針
3. その他の改正ポイントとしては、近時注目されるデジタル分野におけるデジタルサービスの特性等を踏まえた審査の考え方の明示、最近の公表事例で示されている垂直型・混合型企業結合に関する審査の考え方の明記等があります。
4. 企業結合ガイドライン第4の3(1)(注5)等
5. 企業結合ガイドライン第6の2(2)
6. 手続対応方針6(2)。また、近時、公正取引委員会が、届出不要な案件について審査を行ったものとして、「エムスリー株式会社による株式会社日本アルトマークの株式取得」(令和元年10月24日)、「グーグル・エルエルシー及びフィットビット・インクの統合」(令和3年1月14日)があり、いずれも問題解消措置を講じることを条件として承認されています。
7. ただし、届出書等が届出会社によって真に作成されたことや内容が真正であることを証明する書類の提出が必要となります。



若井 大輔 弁護士

Daisuke Wakai



2007年神戸大学法科大学院修了。2008年弁護士登録(大阪弁護士会)、北浜法律事務所入所。2014年から2017年にかけて公正取引委員会事務局経済取引局企業結合課にて勤務。競争法、M&A、コンプライアンスを中心に取扱う。競争法・データプロテクションの専門家として、企業からの信頼が厚い。

Profile



Relay column

規制対象の主眼は大きく変化

デジタル化時代のデータと独禁法・競争法



中 亮介 弁護士

Ryosuke Naka

Profile



総合商社への出向等を通じてクロスボーダーの取引を数多く担当。米国及びドイツへの留学からの帰国後は、ヨーロッパ・プラクティス・グループの一員として、インバウンド・アウトバウンド双方向の支援に注力。独禁法・競争法、データプロテクションの他、IT・システム開発紛争、コーポレート業務一般、倒産法、紛争解決等の分野でも実践を積んでいる。

「データ」といえば、何を指すでしょうか。単なる情報の集合体という意味でしょうか。最近わずか1〜2年の間に、「個人情報」という意味や文脈で語られることが増えました。「DX」が「データ」の略から「デジタルトランスフォーメーション」の略に変わったのも、同様ではないでしょうか。このように、デジタル化やIT化の進展により、世界の変化はさらに加速しています。アメリカ型のM&A実務や、身近な例でいえばドラム式洗濯機のような生活家電が、欧米先進国から10年程度は遅れて日本に導入され、ゆっくりと定着してきたのも、今は昔です。

世の中が急速にデジタル化することで、様々な情報を容易に収集できるようになり、人々の行動や意思決定の選

択肢が格段に増えました。しかし、デジタル化によって特定の事業者によるデータの寡占や独占も生じやすくなり、これにより逆に人々の行動や意思決定の自由が奪われ、又は操作・誘導されかねなくなりました。

ここで登場するのが、独禁法・競争法です。独禁法・競争法は、公正かつ自由な競争を促進し、市場参加者が自主的な判断で自由に活動できるようにすることを目的とします。ただし、何をどのように規制するのが適切かは、極めて難しく、かつ政策的な問題であり、時代背景によっても規制対象の主眼は大きく変化しています。デジタル化社会における、データを巡る独禁法・競争法の発展から、目が離せません。

Have a little break

ビジネスパーソンの休憩時間

現代アートとの出会い

私は、何年前かに友人に勧められ、現代アートの世界に足を踏み入れました。その後、少しずつですが、コレクションを増やしています。これまではクローゼットに保管して時々眺める程度でしたが、コロナ禍を契機に、自宅のリビング等に飾るようになりました。

私の1番のお気に入りにはbaanaiさんの「ARIGATOUGOZAIMASU」です。自宅のエントランスに飾って、感謝の気持ちを忘れられないよう、日々心掛けています。

佐野 俊明 弁護士

Toshiaki Sano



Profile



佐野 俊明 弁護士の

おすすめ
コレクション



北浜法律事務所
KITAHAMA PARTNERS

クライアントとともに。



大阪事務所

〒541-0041
大阪市中央区北浜1丁目8番16号
大阪証券取引所ビル

TEL: 06-6202-1088 (代表)
FAX: 06-6202-1080



東京事務所

〒100-0005
東京都千代田区丸の内1丁目7番12号
サピアタワー14階

TEL: 03-5219-5151 (代表)
FAX: 03-5219-5155



福岡事務所

〒812-0018
福岡市博多区住吉1丁目2番25号
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4階

TEL: 092-263-9990 (代表)
FAX: 092-263-9991